



霞ヶ浦用水

No.79

令和8年3月発行
霞ヶ浦農業用水推進協議会
霞ヶ浦用水土地改良区
茨城県下妻市北大宝219番地8
TEL:0296(43)0885
FAX:0296(44)6680
URL: <http://www.kasumi-lid.or.jp>

題字 会長・理事長 菊池 博



霞ヶ浦用水

「古河桃まつり」(古河市 古河公方公園)

古河桃まつりは江戸時代に古河藩主・土井利勝が、領地に桃を植えさせたことに由来します。公園内には、「矢口・寿星桃・源平・菊桃・寒白・照手」の6種類の花桃があり、桃林は鮮やかなピンク色で染まります。

例年3月中旬に開催。詳しくは古河市観光協会ホームページをご覧ください。

筑波嶺を越えて
大地を潤す

もくじ

- 霞ヶ浦農業用水推進協議会・霞ヶ浦用水土地改良区
・会長・理事長あいさつ 2
- 霞ヶ浦農業用水推進協議会
・第63回通常総会
・畑地かんがい現地研修会
・畑かん営農講演会
・霞ヶ浦用水給水スタンド利用料金の徴収について 3
- 霞ヶ浦用水土地改良区
・令和6年度土地改良区一般会計収支決算
・令和8年度土地改良区一般会計収支予算
・維持管理積立金取崩の状況について 4
- 霞ヶ浦用水土地改良区
・節水・節電にご協力ください
・施設の維持管理について
・漏水事故の発生
・施設の故障について
・主な管理事業について
・新職員紹介 5
- 水資源機構管理所だより
(独立行政法人 水資源機構
利根川下流総合管理所) 8
- 利根調便り
(関東農政局利根川水系土地改良調査管理事務所企画課)
優良農家をたずねて
(茨城県東西農林事務所
坂東地域農業改良普及センター)
霞ヶ浦用水を活用した畑地整備について 9
- 霞ヶ浦用水を活用した畑地整備について
(茨城県東西農林事務所
土地改良部門 霞ヶ浦用水推進課)
●基盤整備促進事業の実施について
●こんな時には届け出が必要です
●金属盗難にご注意ください
●組合員の皆様へ 10
- 緊急連絡先
・賦課金の改定について
・賦課金の期限内納付について 12

霞ヶ浦農業用水推進協議会 霞ヶ浦用水土地改良区

会長・理事長あいさつ



菊池 博

春暖の候、推進協議会会員並びに土地改良区組合員の皆様には、益々ご健勝のこととお慶び申し上げます。また、平素より格別のご支援・ご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

この一年、農業を取り巻く情勢は、一昨年夏から続く米を巡って混乱した事態が未だ収まらず、また近年、夏場は猛暑や少雨が、冬場も少雨で乾燥した天候が続くなど、極端な気候が頻発化しています。その影響を受け、農作物の生育不良や病害虫被害が多発し、収量や品質の低下が問題となっており、金など物価高の傾向が続いているため、農作物価格がある程度高まったこ

とを踏まえても、農業の経営環境は厳しさが一段と増していると認識しているところでは、

国におきましては、四半世紀ぶりに改正された「食料・農業・農村基本法」に基づき基本計画が策定され、土地改良法では施設の保全が新たに位置付けられ改正されました。こうした動きにより、地域農業を支える役割を担う土地改良関係者にとっても、大きな変化があった年と言えます。

そのような中、当土地改良区におきましては、この3月に開催しました第47回通常総代会において、令和8年度からの賦課金改定が議決されました。その内容につきましては、当広報紙の裏表紙（12ページ）に掲載したとおりです。値上げの主な要因は、老朽化が進む施設の補修費増加や電気料金等の物価高騰により、近年の維持管理費が大幅に上昇してきたことによるものです。

これまで、当土地改良区の運営につきましては、賦課金を長年据え置きな

がら、経費節減はもちろん、各種補助制度を活用するなどにより収支を改善できるよう、可能な限りの自助努力を続けてまいりました。しかしながら、近年は単年度収支の赤字が続き、積立金を取り崩し凌いでいる状況にあり、さらに今後の改善見通しも厳しいことから、早急に財務を健全化する必要があるとの判断に至りました。

今回の値上げにつきましては、関係利水団体への説明を重ね、ご意見を伺いながら進めてまいりました。組合員皆様の負担が増えることは大変心苦しいところですが、ご理解いただけますようお願い申し上げます。

筑波領を越えて大地を潤す霞ヶ浦用水は、通水開始から40年近く経ちます。昨今は気候変動の影響により、全国各地で渇水となり農業者も打撃を受けていますが、全国第2位の湖沼面積を誇る霞ヶ浦を水源とする霞ヶ浦用水は、渇水に対する強みがあります。これからも用水を安定的に届けるため、役員一丸となって、組織運営基盤の強化と各種事業を進めてまいります。皆様にはご理解・ご協力を賜りますようお願い申し上げます。ご挨拶とさせていただきます。

霞ヶ浦農業用水推進協議会

第63回通常総会

令和8年3月27日、霞ヶ浦農業用水推進協議会第63回通常総会が書面表決にて開催されました。

提出した「令和8年度事業計画について」「令和8年度一般会計収入支出予算について」などの議案は、すべて原案どおり可決されました。

また任期満了に伴う役員改選の結果、左記の役員が就任しました。

会 長	下妻市長 菊池 博 様
常任副会長	笠間市長 山口 伸樹 様
副会長	坂東市長 木村 敏文 様
監 事	桜川市長 大塚 秀喜 様
監 事	常総市長 神達 岳志 様
常務理事	下妻市 渡辺 邦夫 様
任期	令和8年4月1日～ 令和11年3月31日

畑地かんがい現地研修会

令和7年9月24日、県営畑地帯総合整備事業「下結城地区」（八千代町）において、霞ヶ浦用水受益農家や関係機関など69名の参加をいただき、畑地かんがい現地研修会を開催しました。

当協議会より霞ヶ浦用水を利用したキャベツ栽培のかん水の効果について説明し、茨城県結城地域農業改良普及センターより病虫害対策について情報提供をいただきました。

また、株式会社イーエス・ウォーターネット、住化農業資材株式会社に協力をいただき、かん水資機材を用いたかん水の実演を行いました。

畑総下結城地区 青木組合長からは「今年度は例年になく高温少雨に見舞われ、霞ヶ浦用水が無くては、作付け出来ない状況であった」とのお話をいただきました。



かん水実演の様子

畑かん営農講演会

令和7年11月21日、下妻市立千代川公民館において、農家や関係者等、約130名の参加をいただき、「霞ヶ浦用水地域畑かん営農講演会」を開催しました。

本講演会は、当協議会が主催し、茨城県西農林事務所の後援により、霞ヶ浦用水を活用した畑地かんがい営農についての理解を深めることを目的として、毎年開催しております。

今年度は、講師二人を迎え、まず、笠間市 爆発農園株式会社代表取締役 長谷川 愛子 様からは「爆発農園ものがたり〜新規就農を振り返って〜」



爆発農園株式会社 長谷川 氏

と題して、新規就農時から現在までの経験を語っていただきました。

次に、東京千住青果株式会社常務取締役 三田 満男 様からは「卸売市場が茨城県産地に期待するもの」と題して、卸売市場から茨城県への今後の展望について、ご講演をいただきました。

さらにその後、茨城県農業総合センターから気候変動に関する情報提供いただく時間も設けました。



東京千住青果株式会社 三田 氏

参加者からは、「非常に参考になった」等の声をたくさんいただき、大変有意義な講演会となりました。

また、関係業者7社にて、農業資材の屋外展示を行い、皆様に興味深くご覧いただくことが出来ました。



農業資材の屋外展示

霞ヶ浦用水給水スタンド 利用料金の徴収について

現在、管内11カ所でご利用いただいている給水スタンドについて、令和7年4月1日より利用料金の徴収を開始しました。

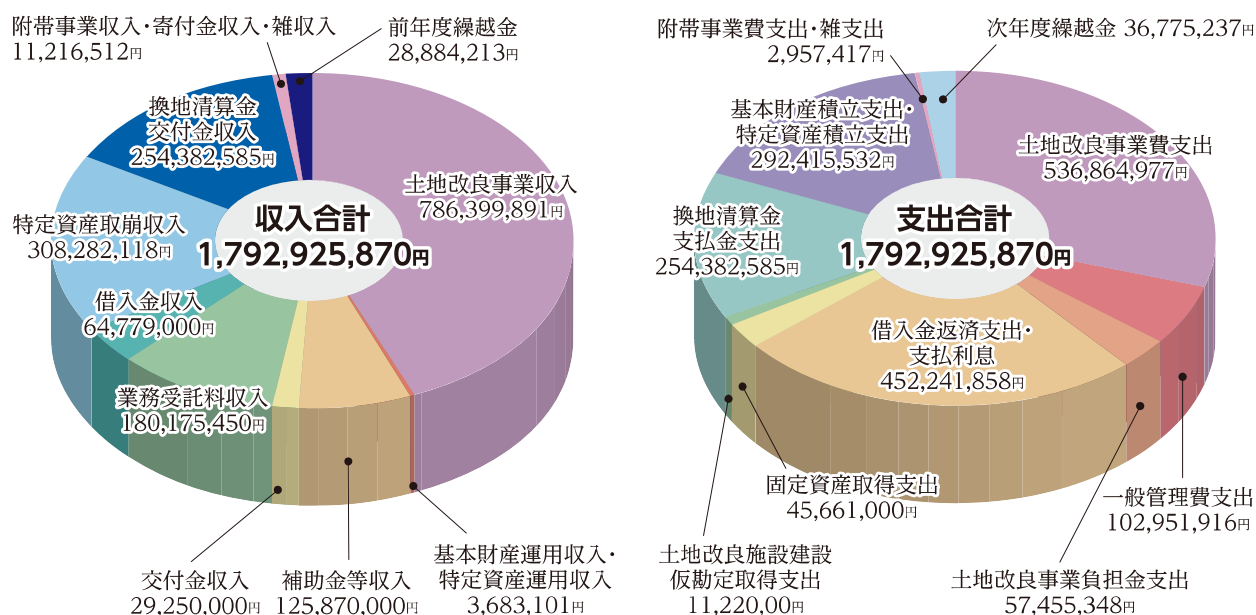
利用料金は、一カ所あたり個人1万円／年、法人10万円／年となります。利用期間は、4月1日から11月30日、利用時間は午前6時から午後6時までです。

給水スタンド利用希望者は霞ヶ浦用水土地改良区までご連絡ください。

霞ヶ浦用水土地改良区

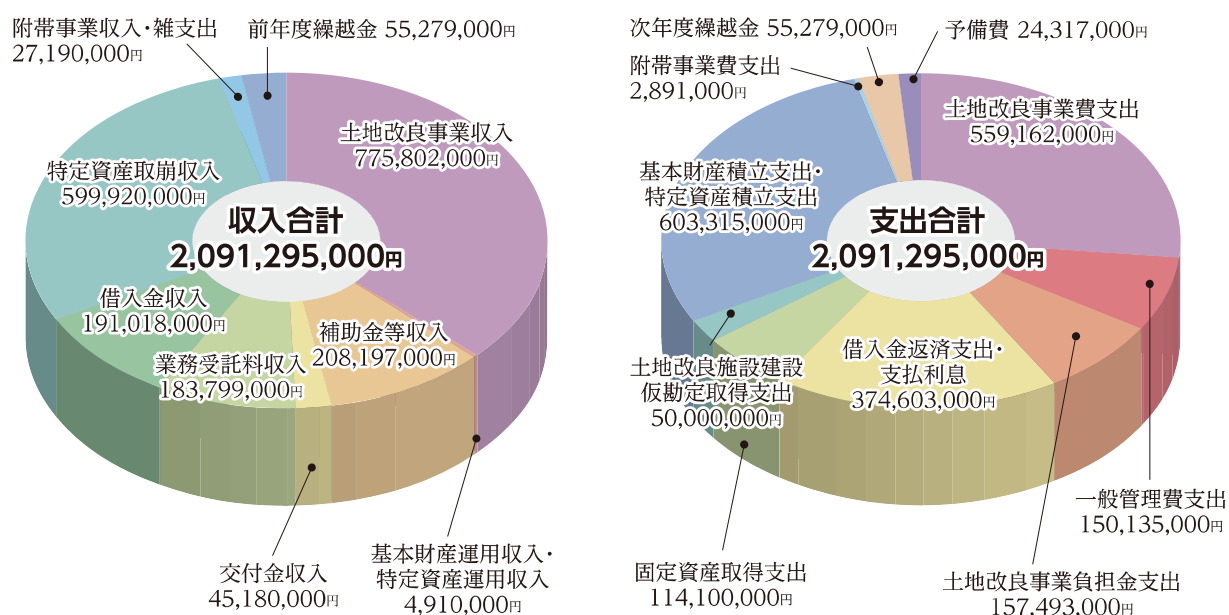
令和6年度 土地改良区一般会計収支決算

令和7年9月30日、臨時総代会を開催しました。令和6年度土地改良区一般会計収支決算等、提出した議案4件すべてが原案どおり可決されました。



令和8年度 土地改良区一般会計収支予算

令和8年3月10日、第47回通常総代会を開催しました。令和8年度土地改良区一般会計収支予算等、提出した議案10件すべてが原案どおり可決されました。



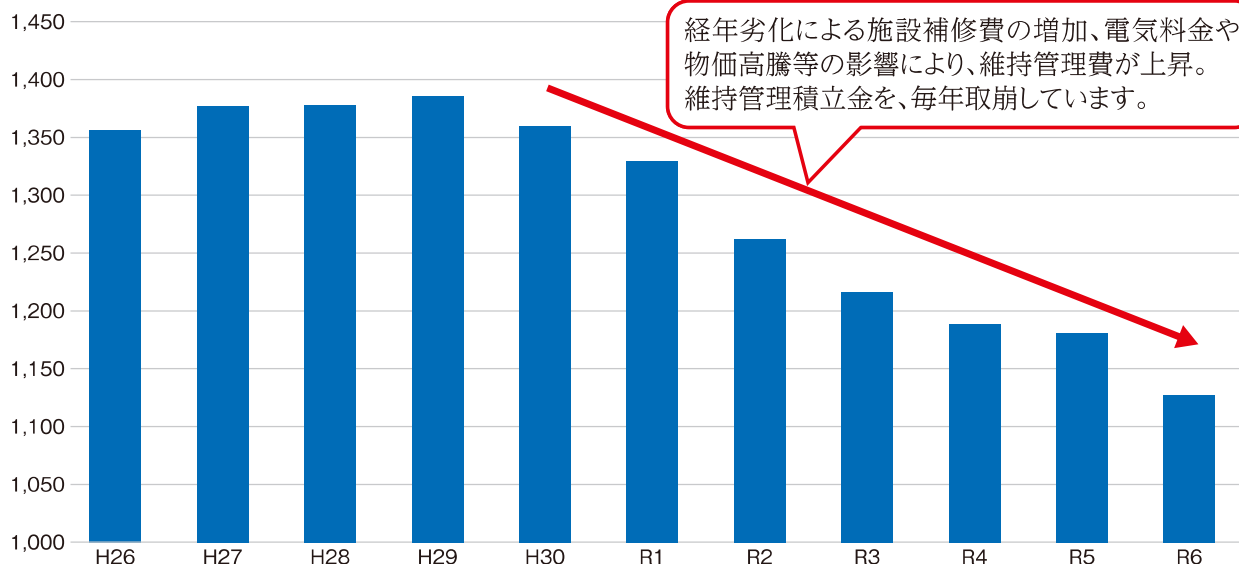
◎維持管理積立金取崩の状況について

当土地改良区の財務は近年赤字に転じており、令和6年度までに維持管理積立金を約400百万円取り崩さなければならない大変厳しい状況に陥っています。

令和6年度は55百万円を取り崩し、漏水の復旧工事や施設の補修に充当しました。令和7年度についても、漏水や施設の故障が多く96百万円取り崩さなければならない状況です。

今後、懸念されている大規模な自然災害や、将来の施設更新にも備えるため、維持管理積立金は必要です。

維持管理積立金残高(百万円)



節水・節電にご協力ください



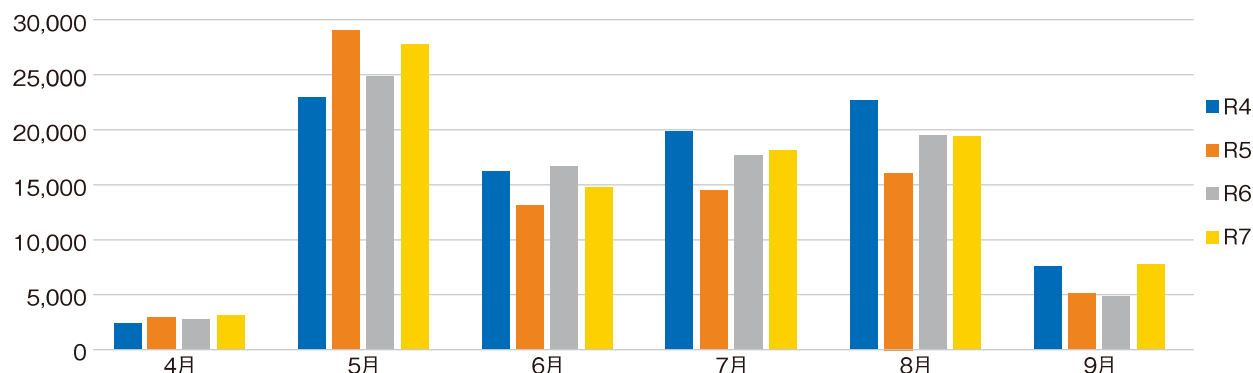
近年、電気料金単価の高止まりが続いており、霞ヶ浦用水土地改良区においても揚水機場の電気料金が当土地改良区運営に大きく影響しております。

そのため、令和5年度より当土地改良区では関係土地改良区及び利水団体と協力し、節水・節電に取り組み、その効果もあって令和7年度は令和6年度に比べ降水量が少なかったにもかかわらず、電気料金を微増に抑えることができました。

引き続き、**節水・節電**にご理解、ご協力をいただきますようお願い申し上げます。

- 雨が予想される時は、分土工を閉めたり、地区の機場を休止したりしましょう。
- 水の掛け流しはやめましょう。
- 水田からの漏水防止に努めましょう。(過度な中干しにも注意しましょう)

揚水機場電気料金(千円)



施設の維持管理について

令和7年度は、8,022haの農地に通水しており、機場7カ所、パイプライン計365km、分土工269カ所、そのほか施設の維持管理を行っています。

近年、漏水事故や施設の故障により通水停止する件数が増えてきております。受益者並びに周辺住民の皆様にはご迷惑をおかけしましたこととお詫び申し上げます。

また、分土工の整備点検や施設の除草作業を職員自ら行い、維持管理費の節減に努めております。

漏水事故の発生

令和7年5月30日に県営下結城2号支線（八千代町水口地内）において、漏水事故が発生いたしました。

歩道に埋設された直径500mmの塩ビ管が破損したことにより、畑総下結城地区への通水が停止しました。できる限り早期に復旧するため、県単事業を活用し工事を行ったものの、復旧に5日を要しました。

またその他の施設においても老朽化による漏水が複数発生しましたが、早期復旧に努めております。



塩ビ管の破損状況(縦割れ)



漏水による歩道の陥没状況

施設の故障について

令和7年5月2日に羽黒揚水機場（桜川市大月地内）及び羽黒吐水槽（桜川市平沢地内）において、落雷の影響により遠方監視装置が故障し、約493haへの通水が停止いたしました。

水需要が多い時期でもあり、復旧までの間、職員が昼夜の対応を行い通水を継続しましたが、復旧には7日間かかりました。

※漏水や故障、落雷等の際には分土工を閉めていただくようお願いいたします。パイプライン内の水が完全に抜けてしまうと充水作業が必要となり、復旧にさらに時間が必要になります。



羽黒吐水槽遠方監視装置

主な管理事業について

基幹水利施設管理事業の実施

石岡市大増地内にある八郷揚水機場の電気設備は設置から37年が経過しており、今後の安定送水並びに設備の安全性を確保するため、機器の整備と電動機の絶縁診断を行いました。

絶縁診断により、電動機の劣化状態がわかり、今後の整備計画や更新計画の参考とすることができ



絶縁診断の様子



絶縁診断車

水利施設管理強化事業の実施

桜川市大月地内にある羽黒揚水機場において、これからも安定的に送水できるように、高圧盤及び直流電源盤の整備工事を行いました。



電気設備工事の様子



交換後の動作確認の様子

県単土地改良事業の実施

筑西市蓬田地内の水田地帯に送水している本郷支線3号は、設置後30年が経過しております。

本支線は可変定流量弁及び羽根車式流量計の経年劣化により流量が不安定な状況になっていたため、可変定流量弁の整備及び電磁流量計への更新工事を行いました。

本事業では、可変定流量弁の部品及び電磁流量計を購入し、施工については改良区職員が自ら施工することで経費の節減を図っております。



整備前の可変定流量弁および羽根車式流量計



整備後の可変定流量弁および電磁流量計

新職員紹介 (令和7年度採用)



管理課技師 野村 一心
のむら いっしん

土地改良区の役割と責任を深く理解し、安心して水をご利用いただけるよう、日々知識と技術の向上に努めていく所存です。

まだまだ未熟ではありますが、どうぞよろしく願いいたします。



管理課技師 高谷 柚希
こうや ゆずき

社会人としての経験はまだ浅いので、出来ることをしつつなるべく早く仕事を覚えて、戦力になれるようにしたいです。

今後ともよろしくお願いいたします。

水資源機構管理所だより

霞ヶ浦開発は令和8年4月に管理開始30年を迎えます

霞ヶ浦用水と霞ヶ浦開発事業

霞ヶ浦用水の水源地は霞ヶ浦であることは、皆さんご存じだと思います。この霞ヶ浦の水を利水として活用できるようにしているのが、霞ヶ浦開発事業です。



霞ヶ浦開発事業は、令和8年4月に管理開始30年を迎えます。今回は、この霞ヶ浦開発事業と特定外来生物への対応状況について、紹介させていただきます。

霞ヶ浦開発施設の役割

○利水効果

霞ヶ浦の低水位・満水位の容量（約3億m³）を利用して、茨城県、千葉県、東京都の特定かんがい用水（農地面積約4万ha）、水道用水（約145万人）、工業用水（約280事業所）を供給し、人々の生活と産業や経済等を支えています。

○治水効果

霞ヶ浦開発で築堤等を行うことにより、国土交通省（当時建設省）が整備した湖岸堤とともに、霞ヶ浦周辺の洪水被害の軽減を図っています。

霞ヶ浦開発施設管理のあゆみ

霞ヶ浦開発事業は、工事開始から25年の歳月を経て、水資源開発公団（現水資源機構）が平成8年3月に完了させました。

利根川下流総合管理所では、霞ヶ浦用水施設だけでなく、この霞ヶ浦開発

施設についても維持管理を行っています。

東日本大震災では、湖岸堤等の沈下や亀裂、液状化の影響を受けました。これに対応するため、他事務所からの応援を受けて約2年で災害復旧工事を完了させました。

湖岸堤 沈下状況



霞ヶ浦用水取水口における特定外来生物への対応について

南米原産で特定外来生物のナガエツルノゲイトウは、繁殖力が強く、茎の破片からも再生が可能で、水辺で大群落を形成する特性があり、水路の断面を塞いで通水を妨げるほか、水田で繁殖した場合には稲作への影響が懸念されます。このため、霞ヶ浦用水取水口

ナガエツルノゲイトウ 駆除状況



付近で確認された令和5年以降は、年2回の調査を実施し、調査後には霞ヶ浦用水土地改良区と連携して駆除を行っています。

最後に

利根川下流総合管理所では、引き続き霞ヶ浦用水の安定した供給ができるよう、今後も関係機関や地域の皆様のご理解とご支援を賜りつつ、適切な管理を行い地域の皆様の期待に添えてまいります。

（問い合わせ先）
独立行政法人水資源機構
利根川下流総合管理所
☎0299（79）3311（代表）

利根調便り

農業水利施設の機能診断調査等について

農林水産省では、農業水利施設の長寿命化とLCC（ライフサイクルコスト）の低減を図るためストックマネジメントを推進しています。また、農業用ダムは社会的な重要度を勘案し、順次、耐震性能照査を進めています。

関東農政局利根川水系土地改良調査管理事務所では、管内の国営事業実施地区において調査を行っており、霞ヶ浦用水地区についても、造成から15

40年が経過し施設の老朽化が進行していることから定期的に機能診断調査等を実施しています。

令和7年度は、つくば線（2.0km）の機能診断調査、令和6年度に調査した千代川線（0.8km）の保全対策の検討、また、南椎尾調整池付帯設備（取水ゲート等）の耐震性能照査を実施しています。

つくば線 管内調査

つくば線の調査では管の中に人が入って目視調査等を行っており、顕著な劣化は確認されませんでした。千代川線の保全対策は、関東農政局、霞ヶ浦用水土地改良区とともに打合せを重ねながら設計を進めています。南椎尾調整池は平成29年度に実施した堤体につき、付帯設備が地震動に対し所要の耐震性能を確保しているか検討しています。

来年度以降も計画的に調査を実施してまいりますのでご協力をお願いいたします。

（問い合わせ先）
関東農政局 利根川水系土地改良調査管理事務所 企画課
☎04（7131）6951

優良農家を
たずねて

「用水を活かした
ネギ・レタス生産の効率化」

坂東市半谷 張替 貞夫さん

坂東市は茨城県西南部に位置し、平坦な地形と年間通して比較的温暖な気候条件に恵まれた地域です。東京から40km圏内にあるためアクセスも良く、ネギ、レタス、ハクサイなどを中心とした露地野菜の主要産地として知られています。

張替さんが住む坂東市半谷は坂東インターチェンジの北側にあり、平成24年から畑地帯総合整備事業坂東中央地区として約80haの農地の区画整理や道排水路整備が行われ、霞ヶ浦用水を活用するためのかんがい施設が設置されました。張替さんは50年以上前からネギとレタスの栽培に取り組み、現在は春どりレタス300a、秋どりレタス350a、ネギ400aを栽培しています。外国人技能実習生を含めて6名の従業員を雇用しており、周年で安定的な出荷を行うため、段取りよく作業を進められるよう工夫をされています。霞ヶ



ほ場の脇に蛇口があり、作業性がよい

浦用水の活用により、高温乾燥下で秋どりレタスの活着を促進するためのかん水や、初夏どりトンネルネギにおいて土壌病害を抑えるための薬剤かん注処理にかかる時間が短縮でき、作業の効率化につながっているとのことでした。

8年前に代替わりした後継者を中心に高品質なレタスやネギの生産に取り組まれ、また、畑総維持管理組合長として地域の担い手と連携しながら産地のさらなる発展に向けて、今後ますますのご活躍が期待されます。



トンネルの中で順調に生育しているネギ



張替 貞夫 氏

（問い合わせ先）
茨城県県西農林事務所
坂東地域農業改良普及センター
☎0297（34）2134

霞ヶ浦用水を活用した畑地整備について

県では、畑作農業の振興を図るため、区画整理や用排水施設、農道の整備など畑地帯の総合的な整備を目的に「畑地帯総合整備事業」を実施しています。今回は古河市の尾崎北部（おさきほくぶ）地区についてご紹介します。

当地区はレタス、ハクサイ、にんじん、トウモロコシなど露地野菜の産地ですが、小区画、狭い道路、排水不良などにより営農が困難であることが課題となっていました。こうした課題を解消するため、平成17年度から畑地帯総合整備事業に着手し、道路や排水路を含めた畑の区画整理のほか、畑地かんがい施設の整備を進めています。

整備により区画形状が整形されたことで、担い手への農地の集積・集約化が進み、経営規模の拡大につながっています。また、これまで天水頼みであったかんがいについても、霞ヶ浦用水を活用した営農が可能となることで、計画的な定植・収穫や安定した品質・収量の確保が期待され、担い手の農業所得の向上が見込まれます。

○位置図



【地区の概要】

- 地区名：尾崎北部地区
- 関係市町村：古河市
- 事業工期：平成17年度～令和9年度（予定）
- 受益面積：55.7ha
- 主な工事内容：区画整理
：畑地かんがい施設
：幹線道路

～整備前～



～整備後～



・天気に左右され計画的な営農が困難
・区画及び農道が狭小のため、大型機械の導入が困難

・必要な時に水が使用可能となり営農効率が向上
・大型機械の導入が可能となり、農作業効率UP

（問い合わせ先）
茨城県県西農林事務所土地改良部門 霞ヶ浦用水推進課
☎0296（24）9246

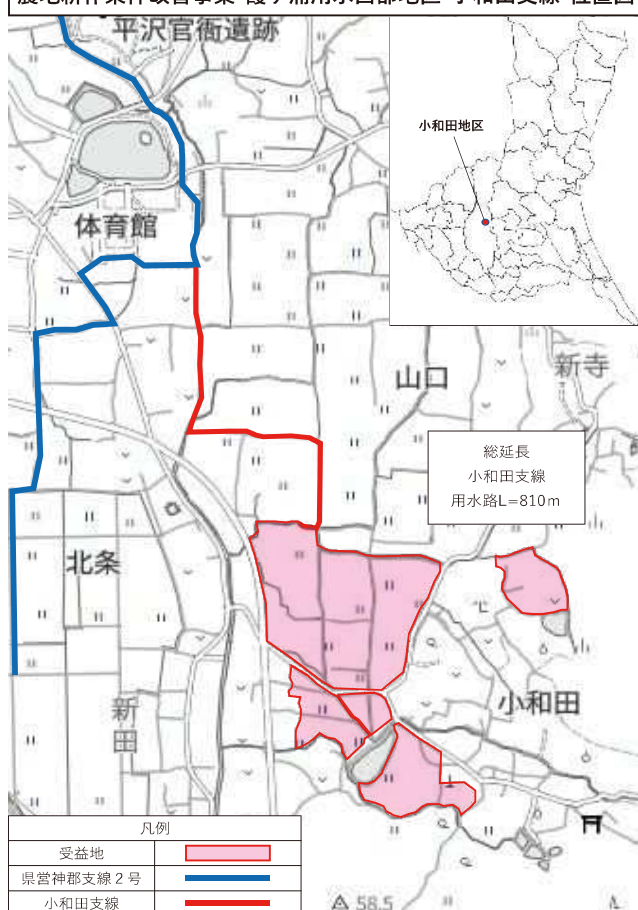
基盤整備促進事業の実施について

霞ヶ浦用水土地改良区では、通水地区拡大のため、基盤整備促進事業を実施しております。

令和7年度は、つくば市山口地内において小和田支線の用水路工事を実施いたしました。

茨城県が現在実施している経営体育成基盤整備事業小和田地区によって整備される11・1haの農地に、令和9年春の通水を目指し、来年度においても用水路工事を実施してまいります。

農地耕作条件改善事業 霞ヶ浦用水西部地区 小和田支線 位置図



小和田地区の整備状況

こんな時には届け出が必要です

組合員の資格等の変更があった場合

- ・住所や氏名を変更した場合
- ・亡くなられた場合
- ・農地を売買、または交換した場合
- ・経営移譲した場合



【組合員資格得喪通知書】の提出が必要となります。

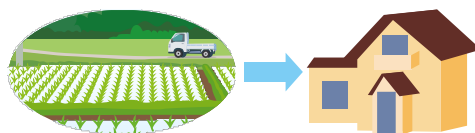
地区内の農地において、組合員等の変更があった場合には、資格得喪通知書を当土地改良区あてに提出（土地改良法第44条）することが義務づけられております。

なお、不明な点は、当土地改良区までお問い合わせください。

※届け出のない場合は、資格の変更はされませんので現資格者に賦課されます。

農地を転用するときの手続き

- ・宅地、店舗等へ転用する場合
- ・公共事業（道路・公園等）で転用する場合



【農地転用等の通知書】・【地区除外申請書】の提出と決済が必要となります。

農地を農地以外のものに転用する場合には、農地法第4条・第5条により、関係市町に対し手続きが必要となります。その際、申請地が当土地改良区の受益地に含まれている場合には、転用書類を作成し当土地改良区へ協議していただくこととなっております。

なお、転用に伴い決済金の納付（土地改良法第43条第2項）も義務づけられております。残存農地が将来的に経費の加重負担とならないためにもよろしくお願いいたします。

令和8年度決済金単価 水田104円/㎡ 畑83円/㎡

なお、各種様式については、当土地改良区ホームページ <http://www.kasumi-lid.or.jp> からダウンロードできます。

金属盗難にご注意ください

近年、土地改良施設や田畑の給水バルブ等の金属製品の盗難被害が発生しております。

当改良区においても、令和7年9月17日に岩井線8号分木工でグレーチングおよび縞鋼板の盗難被害があり、県内の他の土地改良区においては、機場のポンプやケーブル等の盗難も発生しております。

当改良区では、機場や施設へ防犯カメラの取り付けやパトロール等の盗難防止対策を実施しております。

組合員の皆様も農地の見回りや樹脂製バルブへの交換等、盗難対策をお願いいたします。



グレーチングおよび縞鋼板蓋が盗まれた施設

組合員の皆様へ

● 賦課金の改定について ●

霞ヶ浦用水土地改良区では、効率的な組織運営と適切な施設の維持管理に日々努め、主な収入源である賦課金については長年（水田31年間、畑27年間）据え置いてまいりました。

しかしながら、通水開始から40年近くが経過した現状において、施設の老朽化の進行に伴う補修費の増加や、昨今の電気料金を始めとする急激な物価高騰により、維持管理費が大幅に上昇しております。さらに、今後の収支を試算すると改善が見込めず、これまでの赤字を補填してきた積立金もこのままでは間もなく枯渇する大変厳しい状況にあります。

そのため、昨年度から理事会の補助機関として「総務財務委員会」を立ち上げ、改善方策についての検討を進めてきたところです。この委員会において5回の検討を重ね、関係利水団体のご意見も反映した結果として、今年1月に賦課金単価の委員会最終案をまとめ、2月理事会及び3月通常総代会に諮り、下記のとおり決定しました。

令和7年度まで			令和8年度から	
水田	3,900円/10a	➡	水田	4,900円/10a
畑	3,100円/10a		畑	3,900円/10a

組合員の皆様には新たな負担をおかけすることになりますが、これまで以上に効率的な運営に努めてまいりますので、諸事情をご賢察いただき、ご理解くださいますようお願い申し上げます。

● 賦課金の期限内納付について ●

納期 水田・畑 10月31日まで

当土地改良区の運営については、受益者からの維持管理費賦課金でまかなわれておりますので、期限内に納付していただきますようお願いいたします。なお、休耕田にも維持管理費賦課金はかかりますのでご理解願います。

緊急連絡先

霞ヶ浦用水施設において、**漏水等による緊急事態が発生した場合**は、下記まで連絡をお願いします。

◆霞ヶ浦用水土地改良区 ☎0296-43-0885

但し、夜間及び9月1日～4月20日の土日、祝祭日は霞ヶ浦揚水機場をお願いします。

◆霞ヶ浦揚水機場 ☎029-898-2212